

## 招待講演1 「イギリスにおける産業保健職と法」

報告者：鳥飼総合法律事務所 弁護士 小島健一

産業医が法的に義務づけられていないにもかかわらず労働安全衛生の先進国とされるイギリス（UK）で、産業医や産業保健職の職業倫理の確立と仕事の枠組みの形成に長年貢献して来られた Diana Kloss 教授から、大変価値のあるご講演をいただいた。以下はそのごく一部である。

UK の産業保健は、業務起因の災害疾病の防止に重点を置きつつもそれに限定されず、幅広い健康管理を行ってきたが、現在は、GP（一般臨床医）との役割分化が進み、主な業務は、労働者の職務適性の評価、予防的な健康対策、病気休職者の復職支援、障害者への合理的調整、法定の健康診査、臨時の治療行為、理学療法とカウンセリングの提供、公共部門勤務者への病気による退職勧告（医師のみ）などである。

産業保健自体に法的根拠はないが、HSWA（労働安全衛生法）による高レベルな刑事・民事の健康管理責任の要求が、雇用者が産業保健職を選任する重要な動機になってきた。深刻な労働力不足に直面している近年は、産業保健が労働者を増やし、生産性を高めることが期待されている。

UK の産業保健の主力は看護師であり、看護師が他のスタッフ（理学療法士、作業療法士、職業リハビリアドバイザー、カウンセラー等）を監督し、困難なケースのみ医師に相談する。産業医も産業保健に従事する看護師も不足している。

UK の労働者の約 60%が産業保健の専門家の助言を受けられないなど、中小企業への産業保健サービスの提供が課題であるが、近年は商業的に産業保健サービスを提供する事業者が増えている。